主 文 本件控訴を棄却する。 理 由

本件控訴の趣意は弁護人伊藤博夫作成の控訴趣意書の通りであるからこれを引用 しこれに対し当裁判所は次のように判断する。

論旨第二点について。

しかし原判決挙示の証拠によれば被告人がAより二回に受領した合計金一万一千円は候補者Bのために選挙運動に対する報酬として供与を受けいずれも被告人のもいたものであることが明白であるから、該金員は右供与を受けなたものであることが明白であるから、該金員は右供与を受けなり、たび、の利益に帰したものとして公職選挙法第二百二十四条に〈要旨〉より没りして〈一要旨〉供与した合計金一千円が右Aから手交せられた金円の一部を以て利用せられたものであるとしても、該金円の供与が右Aの指示により同人が被告人に供与した前記一万一千円の中より分与すべきものとなつていたというようた特別の事方であるがは場合ならば格別、右は専ら被告人の任意の意思に基く支出である以上、りの供与は前記Aから被告人が供与を受けた事犯とは別個の新たな犯行であり、の供与は前記Aから被告人が供与を受けた事犯とは別個の新たな犯行であるから、原審判決が本件追徴金額の算定に当り名がたに生じたものと謂うべきであるから、原審判決が本件追徴金額の算定に当りる対象の対象というて必ずしも違法の措置と断ずべきではない。論旨は採用し難い。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 小中公毅 判事 渡辺辰吉 判事 河原徳治)